

環境アセスメントに関する 皆様のご意見を募集しています 札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書

現在、東区丘珠町、栄町地区では、札幌飛行場滑走路延長事業が予定されており、札幌市環境影響評価条例に基づき、「方法書」の縦覧が行われています。

札幌市では、この方法書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「方法書」とは、札幌市環境影響評価条例第8条に基づき、事業者が行う環境影響の調査・予測・評価の方法を記載した図書です。

1 意見書の提出

縦覧中の方法書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。なお、札幌市環境影響評価条例及び施行規則に基づき氏名及び住所を含む意見書の写しが事業者へ送付されます。

◆意見募集期間

令和8年(2026年)8月24日(月)～同年10月6日(火)まで(必着)

※持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎12階南側)

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の方法書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入の上送付してください。ファイルが添付されているものは受付いたしません。(送付先: assess@city.sapporo.jp)

2 方法書の縦覧

方法書は次のとおり縦覧しています。

◆縦覧期間

令和8年(2026年)8月24日(月)～同年9月22日(火)まで(9時から17時まで)

※1 丘珠空港ターミナルビル以外は土曜日、日曜日及び祝日を除く

※2 丘珠空港ターミナルビルは、6時30分から20時30分まで(パネル展示あり)

◆縦覧場所

北海道開発局港湾空港部空港・防災課

東京航空局丘珠空港事務所

札幌市まちづくり政策局空港活用推進室

札幌市北区市民部総務企画課

札幌市東区市民部総務企画課

丘珠空港ターミナルビル

北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
東区丘珠町

中央区北1条西2丁目

北区北24条西6丁目1-1

東区北11条東7丁目1-1

東区丘珠町

縦覧・意見募集のお知らせは、札幌市ホームページでも掲載しています。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/joureill/sapporo_airfield_houhousyo.html



SAPP
RO



さっぽろ市
02-J02-26-1863
R8-2-1190

環境影響評価方法書についての意見書

令和8年 月 日

(宛先) 札幌市長

札幌市環境影響評価条例第11条の規定により、環境影響評価方法書についての意見書を提出します。

方法書 の 名　　称	札幌飛行場滑走路延長事業環境影響評価方法書
氏名(フリガナ)	
住　　 所 電話番号	
※環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記入） 	

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和8年10月6日(火)必着（直接持参、郵送、FAX又は電子メール）

提出先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879 FAX (011)218-5108

電子メール：assess@city.sapporo.jp （左記コード→ ）

